

公益目的支出計画に係る主な検討事項について

1 公益目的支出計画の趣旨

現行公益法人が財産を保有したまま、目的や事業に制限のない一般社団法人・一般財団法人に移行できるよう、移行後も計画的に公益の目的のために支出を行うことを担保するための制度。

2 公益目的支出計画に係る主な論点

(1) 公益目的財産額の算定方法について

移行後に公益の目的のために支出をしなければならない額となる公益目的財産額をどのように算定するか。

《検討中の案(一例)》

- ・ 資産及び負債の評価額は、適正に作成された貸借対照表における評価額とすることを基本とする。
- ・ ただし、時価と簿価との乖離が大きい場合があり得る資産の評価額、法人が任意に過大な負債額を計上する可能性がある一部の負債の取扱いについては別途規定することが考えられる。

(2) 公益目的支出計画に係る事業の支出及び収入について

① 支出

「公益の目的のための支出」として、どのような支出(費用)を対象とするか。

《検討中の案(一例)》

- ・ 適正に作成された損益計算書における費用を対象とする。
- ・ ただし、費用のうち直ちに「公益の目的のための支出」と判断できないものについては別途規定する必要がある。

② 収入

「公益の目的のための支出をした事業に係る収入」として、どのような収入(収益)と対象とするか。

《検討中の案(一例)》

- ・ 適正に作成された損益計算書における収益のうち、公益目的支出計画に係る事業に充てるためにのみ受領等した寄附金や補助金、当該事業の対価として受領した参加費等を対象とすることが考えられる。

【参照条文】

(公益目的支出計画の作成)

第 119 条 第 45 条の認可を受けようとする特例民法法人は、当該認可を受けたときに解散するものとした場合において旧民法第 72 条の規定によれば当該特例民法法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国庫に帰属すべきものとされる残余財産の額に相当するものとして当該特例民法法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額が内閣府令で定める額を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、当該算定した額(以下この款において「公益目的財産額」という。)に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零とするための計画(以下この款において「公益目的支出計画」という。)を作成しなければならない。

2 公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 公益の目的のための次に掲げる支出

イ 公益目的事業のための支出

ロ 公益法人認定法第5条第 17 号に規定する者に対する寄附

ハ 第 45 条の認可を受けた後も継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業のための支出(イに掲げるものを除く。)
その他の内閣府令で定める支出

二 公益目的財産額に相当する金額から前号の支出の額(当該支出をした事業に係る収入があるときは、内閣府令で定めるところにより、これを控除した額に限る。)を控除して得た額(以下この款において「公益目的財産残額」という。)が零となるまでの各事業年度ごとの同号の支出に関する計画

三 前各号に掲げるもののほか、第一号の支出を確保するために必要な事項として内閣府令で定める事項